

池田町公告 第 41 号

下記のとおり一般競争入札を行ないますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告します。

平成 30 年 6 月 1 日

池田町長 甕 聖 章

1 入札に付する物件

物件番号	所在・地番・構造		地目種類	面積	最低売却価格	入札保証金
30-1	土地	北安曇郡池田町大字池田734番5	宅地	45.65 m ²	1,760,000円	176,000円
		北安曇郡池田町大字池田3509番12	宅地	433.69 m ²		
		北安曇郡池田町大字池田3509番13	宅地	102.54 m ²		
		北安曇郡池田町大字池田3509番17	公衆用道路	80 m ²		
			4筆合計	661.88 m ²		
	建物	北安曇郡池田町大字池田 3509 番 12 (3509 番 12 の 1) 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	居宅	62.94 m ²		
		北安曇郡池田町大字池田 3509 番 12 (3509 番 12 の 2) 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	居宅	62.94 m ²		

・本物件に係わるその他の事項については、別紙「物件概要書」を参照すること。

2 入札に参加する者に必要な資格要件

<p>下記に記載の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当しない者</p> <p>(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者</p> <p>① 池田町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められて、3年を経過しない者</p> <p>② 池田町の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合したと認められて、3年を経過しない者</p> <p>③ 池田町の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は町との契約者が契約を履行することを妨げたと認められて、3年を経過しない者</p> <p>④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められて、3年を経過しない者</p> <p>⑤ 正当な理由なくして、池田町との契約を履行しなかったと認められて、3年を経過しない者</p> <p>⑥ (2)①から⑤までの規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したと認められて、3年を経過しない者</p> <p>(3) 次のいずれかの場合に該当する者</p>
--

- ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
- ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(3)④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

3 建物現地見学会

建物の現地見学を希望する場合は、平成30年6月12日（火）までに申し出ること。

池田町役場企画政策課財政係（電話 0261-62-3129 企画政策課直通）

【物件番号30-1】 日 時 平成30年6月14日（木）午前10時から午前11時まで
場 所 北安曇郡池田町大字池田 3509 番 12

4 入札参加申込み

受 付 期 間 及 び 場 所	<p>受付期間 平成30年6月1日（金）～平成30年7月2日（月）まで ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。</p> <p>受付時間 8時30分～17時00分まで</p> <p>受付場所 〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6 池田町役場 企画政策課財政係 (電話 0261-62-3129 企画政策課直通)</p> <p>郵送による場合は、上記受付場所に宛て郵送することとし、受付期間の終了日必着とする。また、この場合、簡易書留の方法に限る。</p>
提 出 書 類	<p>入札参加申込書に必要事項を記入・押印（印鑑登録された実印）の上、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>【個人の場合】 誓約書、印鑑証明書、住民票（マイナンバーの記載がなくその他の事項について省略のないもの）、町税の納税証明書、入札保証金返還請求書及び別紙「物件概要書」に用途条件覧に記載された書類の写し</p> <p>【法人の場合】 誓約書、印鑑証明書、法人登記簿謄本、町税の納税証明書、入札保証金返還請求書及び別紙「物件概要書」に用途条件覧に記載された書類の写し</p>
応 募 要 領 等	<p>応募要領、物件概要書その他関係書類は池田町公式ホームページ及び企画政策課財政係窓口で閲覧可能</p> <p>平成30年6月1日（金）～平成30年7月2日（月）まで (窓口での閲覧は土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分まで)</p>

5 入札の日程等

入 札 日 時 及 び 場 所	<p>日 時 平成30年7月11日（水）</p> <p>【物件番号30-1】 午前10時00分より</p> <p>場 所 池田町役場2階大会議室</p>
入 札 方 法	<p>所定様式に必要事項を記載し提出することとし、入札時の封筒は省略する。※郵送不可</p>

入札保証金	<p>(1)最低売却価格の100分の10以上の額で町が定めた額とし、町が発行する納入通知書により平成30年7月3日(火)までに池田町役場会計課又は、町が指定する金融機関に納付すること。</p> <p>(2)落札者の納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した後、契約保証金に全額充当する。なお、落札者が町の指定した期限内に契約を締結しない場合は、入札保証金は没収し、返還しない。</p> <p>(3)落札者のものを除き、入札保証金は返還する。</p>
-------	---

6 落札者の決定方法等

<p>(1)入札終了後直ちに、入札者の立会いの下で開札確認を行う。</p> <p>(2)有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低売却価格以上、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。</p> <p>(3)落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできない。</p>

7 契約の締結

契約書	作成を要する
契約保証金	<p>(1)最低売却価格の100分の10以上の額とし、落札者の納付した入札保証金を、契約保証金に全額充当する。なお、落札者が契約を履行しない場合は、入札保証金は没収し、返還しない</p> <p>(2)契約保証金は、売買代金に全額充当する。</p>
売買代金	売買代金から契約保証金の額を差し引いた残金については、指定の期日までに町が発行する納入通知書により納付すること。

8 異義の申立て

入札を行った者は、入札後はこの公告、契約書、応募要領及び現場等についての不明を理由として異義の申立てはできない。

9 その他

本公告のほか、縦覧に供した関係書類を熟覧し承諾した上で入札すること。